

とん税・特別とん税

とん税・特別とん税とは

とん税・特別とん税とは、外国貿易船の開港への入港に対し、純トン数に応じて課される国税です。このうち、特別とん税については、国が徴収した全額が、地方譲与税として開港所在市町村（東京都の特別区の場合は東京都）に譲与される仕組みとなっています。税率は2種類あり、開港への入港毎に納付する「都度納付」（とん税：10円、特別とん税：20円）と、開港ごとに1年分をまとめて納付する「一時納付」（とん税：48円、特別とん税：60円（都度納付3回分に相当））があります。平成30年度は総額約230億円の税収がありました。

税制改正の経緯

国土交通省では、「集貨」「創貨」「競争力強化」を3本柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を推進しています。このうち、競争力強化の取り組みとして、昨年度、とん税・特別とん税の税制が見直されました。

外航船舶が寄港地を選択する際には、港湾コストが重要な要素となっており、入出港に係る船舶関係費用等の低減に取り組むことが必要です。コンテナ船の入出港に係る船舶関係費用には入港料や水先料等があるところ、これまで、港湾管理者による入港料の低減等の取り組みを進めてきましたが、依然

として釜山港等の近隣諸国の競合港と比較して劣後していました。

とりわけ、我が国におけるとん税・特別とん税制度は、国際基幹航路に投入されるコンテナ船にとって不利（1つの航路サービスに対する投入隻数が多く、1隻あたりの年間寄港回数は少ない）な制度となっており、船社にとって負担の大きいものとなっていました（図1）。

国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設

そこで、昨年度の税制改正において、56年ぶりにとん税・特別とん税の税制が見直され、欧州・北米航路に就航するコンテナ船が京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率（純トン数1トンまでごと）を2分の1とする特例措置が新たに創設されました（図2）。本特例措置は令和2年10月1日より施行されております。

これにより、近隣諸国の競合港とのコスト面での競争条件が改善され、他の国際コンテナ戦略港湾政策の取り組みとあいまって、国際基幹航路の維持・拡大が図られることを期待しています。

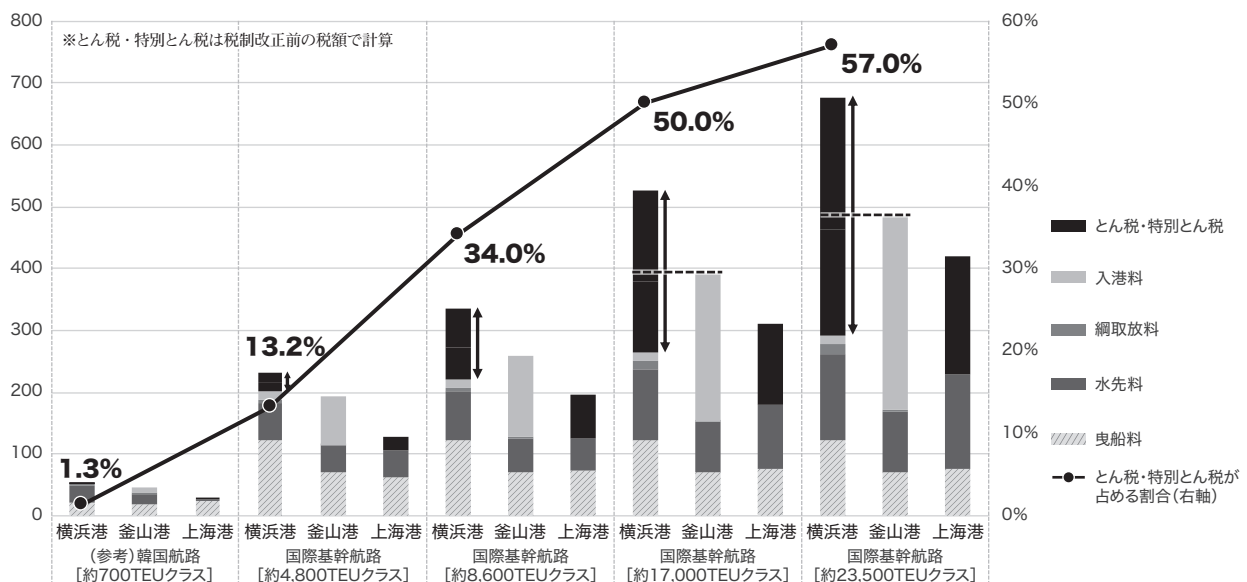


図1 コンテナ船の入出港コスト (単位：万円) (一財)国際臨海開発研究センターによる調査報告書等を元に港湾局試算

納付種別	とん税		特別とん税		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
① 入港の度に納付する「都度納付」	16円	16円	20円	20円	36円	36円
② 一定額の納付で1年間に何度でも入港できる「一時納付」	48円	24円	60円	30円	108円	54円

図2 とん税・特別とん税の特例措置の内容 (純トン数1トンまでごと)